



米軍家族住宅等の建設取り止め等を受けて提出した 要請書について国から回答がありました

令和2年2月17日付けで、国（防衛省南関東防衛局）より、本市から提出した「池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における家族住宅等建設の取り止めに際して（要請）」について、本市あてに回答が送付され、受理しました。

国に提出した要請書は、地元の金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会（以後、対策協議会）から提出された要望書をふまえ、地元の意見が十分反映されるよう本市としての要請事項をとりまとめたものです。

なお、要請書の回答内容については、本日2月28日に対策協議会が開催されましたので、本市から地元の皆様にご報告いたしました。

添付資料

- (1) 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における家族住宅等建設の取り止めに際して（回答）
- (2) 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における家族住宅等建設の取り止めに際して（要請）
- (3) 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における住宅等建設の取り止めに際して（要望）

お問合せ先
政策局基地対策課担当課長 矢口 明 Tel 045-671-2060

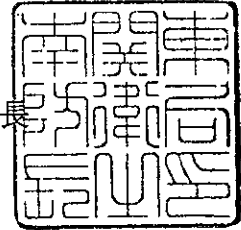


添付資料（１）

南防企地第 24 号
令和 2 年 2 月 17 日

横浜市長 殿

南関東防衛局長



池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における家族住宅等建設
の取り止めに際して（回答）

平素より防衛施設の円滑かつ安定的な使用に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴文書（令和元年 8 月 21 日）により御要請のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

記

1 について

現時点において、米側から池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における施設整備の要望はありませんが、今後、米側から当該土地の利用に関する要望があった場合には、その時点での必要性や当該土地の使用状況等を踏まえ、米側と協議してまいります。

2 について

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地部分については、早期返還に向け、引き続き米側に働きかけてまいります。

3 について

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における一部土地の広域避難場所としての使用については、米側から一定の条件の下で承認するとの回答があったところですが、使用に係る具体的な方法等については、貴市から具体的な御要望を伺いながら、今後、米側と調整してまいります。

4 について

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地部分の返還に係る米側との協議の内容については、米側との関係もあり、お答えすることは差し控えますが、お伝えできる内容があれば、速やかに貴市に情報提供いたします。

添付資料（２）

政基第 152 号

令和元年 8 月 21 日

南関東防衛局長 小波 功 様

横浜市長 林 文子



池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における 家族住宅等建設の取り止めに際して（要請）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における家族住宅等の建設については、平成 30 年 11 月 14 日の「神奈川県内の米軍施設・区域の整理等について」により取り止められることが示されました。このことについては、本市としても歓迎いたしますが、横浜市域の飛び地については 16 年の日米合意で返還方針が示されていたにも拘わらず何も言及されていません。これでは地元金沢区民の皆様の理解を到底得られるものではなく、本市としても大変遺憾と言わざるを得ません。

これまで地元金沢区民の皆様は、家族住宅等の建設計画に対して、14 年もの長きにわたり国との具体的協議に真摯に応じてこられ、大変なご苦勞をされてきました。

今回の取り止めを受け「金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会」*から、これまでも要望してきた飛び地を震災時の広域避難場所として安心して使用できるための機能や設備の確保などの地元意見をとりまとめた要望書が本市に提出されました。

この要望書を受け、地元金沢区民の皆様の思い、これまでの経緯をあらためて深く受け止め、本書をとりまとめましたので、国には真摯に対応されるよう要請いたします。

なお、池子地区は、本市として都市緑地法に定められた「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」である「横浜市水と緑の基本計画」において緑の七大拠点としており、将来に亘って環境を保全すべきエリアと位置付けております。池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域を含む市内米軍施設の早期全面返還を重ねて要請いたします。

要請事項

1 将来的な住宅等建設の取り止め

家族住宅等の建設は取り止めとなりましたが、将来の住宅等建設については示されておられません。

この家族住宅等の建設計画は、過去 14 年間に亘って地元を翻弄し続けてきました。この建設がひとたび取り止めとなった以上、この地において、住宅等の建設が再び計画されることのないよう強く求めます。

2 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の返還

家族住宅等の建設が取り止めとなったにも拘わらず、既に返還方針が合意されている飛び地を含め、横浜市域の返還については言及されませんでした。

家族住宅等の建設が取り止めとなった以上、既に返還方針が合意されている飛び地の早期返還はもちろん、横浜市域全体の返還が実現されるよう、精力的に日米間で協議を進めてください。

3 飛び地の広域避難場所機能の確保、運用及び早急な利用開始

現に広域避難場所として承認されている部分について、周辺住民が震災時に安全に利用できるよう、これまでの経緯を踏まえ、避難場所としての機能を確保していただくとともに、発災時には円滑に入出場できることなど、広域避難場所として実効性のある運用がなされるよう、米側と調整してください。

特に飛び地については、切迫する大規模震災に備え、発災時には速やかに自由な出入りができるよう、調整してください。

4 地元住民への説明

この要請への回答については、適切な期間内に書面により回答してください。

また、今後も日米で継続される飛び地の返還に関する協議については、その進捗状況を定期的に書面等により本市へお知らせください。なお、その内容については、必要に応じ、地元住民を代表する金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会に出席し、直接説明するなど誠意ある対応を求めます。

※「金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会」は、令和元年 6 月 17 日に「金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会」から改名されました。

添付資料（3）

令和元年6月24日

横浜市長 林 文子 様

金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会
会長 横井 正巳

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における 住宅等建設の取り止めに際して（要望）

はじめに

今回の要望書は、平成30年11月20日、当協議会に対し、国から「神奈川県内の米軍施設・区域の整理等について」により、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における住宅等の建設を取り止めると説明されたことを受け、現時点における地元意見を踏まえ、協議会の要望としてまとめたものです。

横浜市においては、私たち金沢区民の思い、これまでの経緯をあらためて深く受け止め、国との調整に取り組んでいただきたいと思います。

要望書を提出する趣旨

私たちは、平成15年に国から横浜市に池子地区での住宅建設計画に関する意見照会が行われたことを契機に、金沢区内の米軍施設の早期全面返還を目指す「池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会」とは別に住宅等建設への対応を集中して検討するためこの協議会を立ち上げ、地域の非常に重い課題として真剣に議論を交わし、横浜市を通じて国に意見を伝えてきました。今回の住宅等の建設取り止めは、建設による弊害がなくなることから、協議会としても歓迎するものではありません。

しかし、この建設取り止めは、正式に申し入れがあった平成16年当時、どうしても必要であるとされていた住宅建設戸数が二度にわたり縮減され、遂に中止に至ったものです。その間の国の対応においては、当協議会の要望に対する回答は具体性を欠き、直近の要望へは回答自体がなく3年以上が経過するといったものでした。

この14年間、住宅等建設を受け入れざるを得ない私たちの苦悩は大変大きいだけでなく、このように、計画案が変更される都度、大きく振り回されることともなりました。国には私たち金沢区民に不要な負担をかけ続けてきたとあらためて認識していただきたいと思います。国からの住宅等の建設取り止めの知らせにあたり、このような思いのもと、地元の総意として現時点における要望を述べるものです。

1 将来的な住宅等の建設について

住宅等の建設が取り止めとなった以上、横浜市域において住宅等建設が再度計画されることのないよう強く求めます。

2 飛び地を含む横浜市域の返還について

住宅等の建設取り止めに踏まえ、飛び地を含む池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)の返還を求めます。

特に、飛び地については平成 16 年の日米合意において、返還方針が既に合意されています。しかし、今回見直された日米合意では、住宅等の建設が取り止められたにもかかわらず、飛び地の返還については触れられておらず、深い失望を禁じ得ません。

住宅等の建設が取り止めとなった以上、飛び地については、速やかに返還されるべきです。横浜市においては、状況の変化を踏まえ、横浜市域の返還について国と調整いただくとともに、飛び地については早期返還が実現するよう国と調整してください。

3 飛び地の早急な利用開始への全面的な協力について

飛び地を含む池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)の一部は既に広域避難場所として指定されていますが、フェンスに囲まれ嚴重に施錠されており、万が一の際、実際に使用できるか疑問です。平成 30 年 11 月 20 日の協議会においても、国から具体的な説明はありませんでした。

そこで、特に飛び地については、これまで重ねて要望してきたとおり、発災時には広域避難場所として速やかに使用できるよう、その機能や設備の確保・運用について、国と調整してください。

4 住民への情報提供について

これまでの経緯を踏まえ、国からの回答については、適切な期間内に書面による回答を希望します。加えて、この要望の実現に向けた取組の進捗について、定期的に協議会に説明していただくとともに、必要に応じて、適宜、国に出席を求めてください。